

## 金融庁関係

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告微収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告微収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	<p>【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針につとめ、エネルギーの需給に關し、國の施策に基じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。</p> <p>これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告微収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。</p> <p>【具体的な取組み】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。</p> <p>【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的な内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。</p>	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	福岡県提案分	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、環境省、厚生労働省、科学技術省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C 対応不可	平成25年11月22日付で、全国知事会から内閣府地方分権改革推進室に対して、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告微収・立入検査に関する権限の委譲の受け入れが困難である旨示されている。	<p>昨年度検討されたのは「全国一律・一斉の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。</p> <p>本会としては、手掛け方で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものと考える。</p>

## 金融庁関係

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重複事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告微収、立入検査の都道府県への権限移譲	<p>・指導、助言、報告微収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても合意的に移譲すべきであり、全國一律の制度化に向け、問題点等を検証するため、手挙げ方式か社会実験による実現を検討すべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>意見</p>		C 対応不可	<p>1. エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を輸送する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策とで構成されている。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。</p> <p>2. 国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用的の合理化を総合的に推進する」ため、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び監視的な権限を基づいて運営されるべきである。</p> <p>3. また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を移譲した場合、事業者全体の状況を把握し、勘案した上ででの業務を実施することが不可能となる。</p> <p>4. さらに、省エネ法では、事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から、事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効率的かつ効果的の省エネルギー対策の実施を義務付けるため、事業者単位での割り付けを行っているところであるが、今回の九州知事会の提案のように、自治体から管内の事業所のみを対象として立入検査等を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者にとっては、同一事業者でも事業所ごとに立入検査等を行う場合が異なる扱いとなるものと見受けられる。そのため、全般の業務の運営に支障を招くおそれがある。また、自らの管内に本社がある事業者が有する他自治体の事業所を対象として立入検査等を行う場合には、当該事業所が立地する自治体又は国との調整が不可欠であり、現実的ではない。</p> <p>5. 加えて、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のように国の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に問わらず当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。</p> <p>6. 以上のことから、移譲の対象とはできない。</p>	4【金融】 (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と公管)の適用範囲(都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告微収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。